

愛媛県リアルタイム農業普及指導ネットワーク利用規約

1 目的

本規約は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課（以下「農産園芸課」といいます。）が運営するリアルタイム農業普及指導ネットワークシステム（以下「本システム」といいます。）を利用するにあたり、必要となる事項を定めるものです。

2 用語の定義

本規約において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

用語	意義
認定農業者	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた者。
認定就農者	農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項の認定を受けた者。
普及指導機関	地方局及び支局に置かれた、地域農業育成室及び産地戦略推進室をいいます。
利用者	利用者登録を受けた方をいいます。
リアルタイム通信	本システムを通じて映像及び音声を相互に送受信しながら行う通信をいいます。

3 利用規約の同意

本システムの利用には、本規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、愛媛県は本システムのサービスを提供します。本システムを利用した方は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、本システムを利用することができません。

4 本システムを利用できる方

本システムは、次のいずれかに該当し、農産園芸課長が行う利用者登録を受けた方が利用できます。

- （1）愛媛県内で農業を営む認定農業者又は認定就農者（法人の場合は、法人を代表する方）
- （2）（1）が営む農業に常時従事する方
- （3）愛媛県内で営農指導に従事する農業協同組合の職員
- （4）農産園芸課長又は普及指導機関の長が本システムの利用を認めた方

5 利用者登録の手続き

- (1) 利用者登録の手続きは、普及指導機関（農業指導班及び普及指導員駐在所を含みます。以下同じ。）で受け付けます。申込書に必要事項を記入のうえ、提出してください。なお、申込書（様式第1号又は2号）は電子データで提出することができますので、希望する方は、お申し出ください。
- (2) 農産園芸課又は普及指導機関の職員は、電子メールが正しく着信するか確認するために、申込書に記載のあったメールアドレスに対して、返信を求める電子メールを送信することがあります。
- (3) 農産園芸課長は、次のいずれかに該当する方について、利用者登録を拒むことができるものとします。
 - ① 偽りの記載がある申込書を提出した方
 - ② 前項の規定により電子メールを送信したにもかかわらず、返信がない等、着信を確認できなかった方
 - ③ 本規約の8の規定により利用者登録を抹消されたことがある方
- (4) 農産園芸課長は、申込書を確認し、本システムを利用できる方と認めるときは、利用者登録を行うとともに、利用者登録証を申込書に記載のあったメールアドレスに電子メールにより送付します。
- (5) 本システムの利用に必要なログインIDその他の情報は、利用者登録証に記載しております。他の人に見られることのないよう、大切に保管してください。

6 利用者登録の変更

- (1) 利用者は、住所、メールアドレスなど、利用者登録証に記載された内容に変更が生じたときは、届出書（様式第3号又は4号）の提出が必要です。遅滞なく普及指導機関に提出してください。なお、届出書は電子データで提出することができますので、希望する方は、お申し出ください。
- (2) 農産園芸課又は普及指導機関の職員は、電子メールが正しく着信するか確認するために、届出書に記載のあったメールアドレスに対して、返信を求める電子メールを送信することがあります。
- (3) 農産園芸課長は、届出書の内容を確認し、問題ないものと認めるときは、利用者登録の内容を変更するものとします。
- (4) 農産園芸課又は普及指導機関の職員が利用者登録の変更が必要と判断し、かつ、利用者の同意を得たときは、農産園芸課長は、利用者登録の変更ができるものとします。
- (5) 農産園芸課長は、利用者登録の内容を変更したときは、利用者登録証を電子メールにより送付するものとします。

7 利用者登録の廃止

利用者は、利用者登録の廃止を求めるときは、普及指導機関にその旨を通知してください。農産園芸課長は、通知が到達した日から10日以内に利用者登録を廃止します。

8 利用者登録の抹消及び利用の一時停止

農産園芸課長は、次に掲げる事由があるときは、利用者に対して事前の告知なく利用者登録を抹消、又は本システムの利用を一時停止する措置を講ずることができるものとします。

- (1) 本規約の13の規定に定める禁止事項に違反したとき。
- (2) 利用者に対して送信する電子メールが着信しなくなったとき。
- (3) サービスの運用に影響を及ぼす事象を発生させた、又は発生させるおそれがあるとき。
- (4) 本システムを2年間利用しなかったとき。
- (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

9 利用環境

本システムは、インターネットやモバイル端末の利用を前提としたシステムです。利用者は、本システムを利用するために必要な次の利用環境やモバイル端末を自己の責任において準備するものとします。なお、これらは今後の技術動向により、予告なく変更する場合があります。また、本システムにおいては、外字及び機種依存文字の使用はできません。

(1) インターネットが利用できるネットワーク環境

本システムでリアルタイム通信を行うためには、次表で示す通信速度が確保できるネットワーク環境が必要です。

上り（送信）	下り（受信）
3.5Mbps 以上 (4.8Mbps 以上を推奨)	3.5Mbps 以上 〔 ・ 4.8Mbps 以上を推奨 ・ 相手方の人数に比例します。 〕

(2) モバイル端末で継続して利用可能な電子メールアドレス

本システムでは、サービスの利用にあたり必要となるリンク先を記した電子メールを送信する機能があります。農業の生産現場でサービスが受けられるよう、モバイル端末で利用可能な電子メールアドレスが必要です。

(3) モバイル端末及びブラウザ動作環境

端末	Android	iPhone
OS	Android 9.0 以上	iOS 15 以上 (iPhone 8 以上を推奨)
CPU	6 コア以上を推奨	6 コア以上を推奨
メモリ	3 GB 以上を推奨	3 GB 以上を推奨
ブラウザ	Google Chrome 最新版	Safari 最新版
その他	① カメラ、マイク、スピーカーが利用できること。 ② JavaScript が利用できること。	

10 利用時間・指導時間

- (1) 本システムの利用時間は、原則 24 時間とします。なお、システムの保守等の必要のため、利用者への事前通知を行うことなく、本システムを一時停止、休止、中断等を行うことがあります。
- (2) 愛媛県職員が本システムで指導を行う時間（以下「指導時間」といいます。）は、開庁日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（正午から午後 1 時 00 分までを除く。）とします。なお、行事その他の理由により、指導時間内であっても対応できないことがありますので、予めご了承ください。

11 遠隔指導

利用者は、掲示板への投稿及びリアルタイム通信によって、隔地にいる普及指導機関等の職員から農業経営の改善に関する科学的技術や知識等について指導を受けることができます（以下「遠隔指導」といいます。）。本サービスの内容は次のとおりとします。

(1) 遠隔指導の対象となるもの

普及指導機関が所掌する業務に関するもの（普及指導機関の職員の関与があるものを含みます。）を対象とします。ただし、愛媛県内で営まれる農業に関するものに限ります。

(2) 依頼方法

- ① 本システムで作成した掲示板に依頼内容を明記のうえ、写真、映像その他の参考となる資料のデータファイルを添付して、投稿ください。
- ② 掲示板の作成及び投稿は、いつでもすることができます。ただし、職員による指導は、本規約の 10(2)の指導時間内に行います。
- ③ 特定の職員を指定して依頼することはできません。依頼は、愛媛県に対してあったものとみなします。

(3) 指導する職員

原則として、依頼内容の指導を担当する普及指導機関の職員が指導します。ただし、同職員又は農産園芸課の職員が必要と認めたときは、農産園芸課、病虫害防除所、農林水産研究所等の愛媛県職員が直接指導することがあります。

(4) 指導方法

愛媛県職員による指導は、原則として、掲示板への投稿及びリアルタイム通信によって行います。ただし、指導する職員が必要と認めたときは、電話により、又は現地へ出張して行うことがあります。

(5) 掲示板の取扱い

- ① 利用者が作成した掲示板は、作成した日から 400 日間閲覧することができます。
- ② 利用者が作成した掲示板は、愛媛県職員のみが閲覧し、他の利用者には開示しません。ただし、利用者の同意を得た場合には、開示することができるものとします。
- ③ 利用者が掲示板に投稿した依頼内容及びデータファイルは、指導する職員が依頼の目的を達するために必要と判断したときは、国、独立行政法人及び他の地方自治体が設置する試験研究機関の職員に提供することがあります。
- ④ 掲示板は、利用者に対する指導及び周知等をするために、愛媛県職員が作成することがあります。この場合、複数の利用者を閲覧対象者として指定します。利用者が当該掲示板に投稿をしたときは、その内容は他の利用者にも開示されます。

1.2 リアルタイム通信

- (1) リアルタイム通信は、原則として、本規約の 11 の規定により掲示板が作成された依頼内容に関して行うものとします。
- (2) リアルタイム通信は、指導する職員と利用者との間で合意した日時に行うものとします。その打合せは、掲示板、電話等により行うものとします。
- (3) リアルタイム通信の内容は、指導を行うにあたり愛媛県職員間での情報共有等に資するため、愛媛県が録画することがあります。
- (4) 通信環境の悪化等によりリアルタイム通信が困難となったときは、利用者に対して電話等により連絡することがあります。
- (5) 利用者は、原則として 15 分以内にリアルタイム通信を終えることができるよう、努めるものとします。

1 3 禁止事項

本システムの利用にあたっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムの利用によって得た情報（写真、映像その他のデータファイルを含みます。）を第三者に提供し、又は公開すること。
- (2) (1)の情報を撮影、複製、編集又は翻案し、二次使用すること。
- (3) 本システムを、他の人に利用させること。
- (4) 他の利用者のログインIDやパスワードを使用すること。
- (5) 偽りの情報を送信すること。
- (6) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (7) 本システムの管理及び運営を故意に妨害、破壊すること。
- (8) 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (9) 愛媛県又は第三者の財産、プライバシー、名誉若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為をすること。
- (10) 愛媛県又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為をすること。
- (11) 愛媛県又は第三者を誹謗、中傷する行為、又は公序良俗に反するおそれのある行為をすること。
- (12) 著作権のある文書、画像、映像であって使用許諾を得ていないもの、営業秘密その他財産的価値を有する機密情報など、他の人の権利を侵害する文書、画像、映像を送信すること。
- (13) その他法令等に違反すると認められる行為、愛媛県が不相当と判断する行為をすること。

1 4 免責

- (1) 愛媛県は、利用者が本システムの利用によって、又は本システムを利用できなかったことによって、損害が生じたときであっても、その責任を負いません。
- (2) 愛媛県は、利用者が使用した端末機器又は通信回線によっては内容が正確に表示されなかったとしても、その責任を負いません。

1 5 個人情報及び投稿内容等の取扱い

本システムにおける個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛媛県条例第35号）で定めるもののほか、次に掲げるところによります。

- (1) 愛媛県は、本サービスの提供に関連して知り得た利用者の個人情報を、次の各号に掲げる場合を除き、本人以外の第三者に開示又は漏洩しな

いものとし、かつ本サービスの提供並びに農産園芸課及び普及指導機関が所掌する業務のために必要な範囲を超えて利用しないものとし、

- ① 本規約の規定に従い開示する場合。
 - ② 個人情報適切に管理するよう契約等により義務づけた業務委託先に対し、本サービスの提供のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合。
 - ③ 本人の同意を得たうえで個人情報を開示又は利用する場合。
- (2) 愛媛県は、農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導、農業に関する試験研究、植物の検疫及び防除その他農業振興に資するために、遠隔指導において利用者から送信のあった投稿内容やリアルタイム通信の録画データを掲示板の閲覧を終了した後も保存し、愛媛県職員の閲覧に供することがありますので、ご承知おきください。

1.6 第三者への委託

愛媛県は、本システムの構築、運営及び管理を、株式会社NPシステム開発に委託しております。愛媛県は、同社に対し、本サービスの利用契約に基づいて愛媛県が利用者に対して負担するのと同等の義務を負わせております。

1.7 本システムの著作権

本システムの著作権は株式会社NPシステム開発が保有しております。私的使用目的の複製・引用など著作権法（昭和45年法律第48号）において認められている範囲を除き、著作権者の許諾なしに、これら著作物を編集・加工等した情報を公衆送信等することはできません。また、利用者が著作物を用いて行う一切の行為（編集・加工等した情報を利用することを含む。）について、同社は何ら責任を負わないものとします。

1.8 規約の変更

愛媛県は本規約を随時変更することができるものとします。変更の内容については愛媛県が所定の方法により、利用者に変更後の規約とその効力発生時期を通知するものとし、愛媛県が利用者へ当該通知を発信した後に利用者が本サービスを利用するときは、利用者は当該変更後の規約に同意したものとみなします。

1.9 合意管轄裁判所

本システムの利用に関連して、愛媛県と利用者間に生ずるすべての訴訟については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規約は、令和5年4月27日から施行します。

この規約は、令和6年4月18日から施工します。

愛媛県リアルタイム農業普及指導ネットワーク利用者登録申込書

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長 様

リアルタイム農業普及指導ネットワークシステムの利用者登録を受けたいので、愛媛県リアルタイム農業普及指導ネットワーク利用規約5の規定に基づき、提出します。

なお、利用にあたっては、同規約に定める各規定を何ら異議なく承諾し、遵守することを誓約します。

(ふりがな) 利用者氏名	(姓) _____ (名) _____
住 所	〒 _____
電 話 番 号	※リアルタイム通信中に緊急連絡を要した際に、連絡が取れる電話番号を記入してください。
メールアドレス	※リアルタイム通信の連絡調整に使用するメールアドレスを記入してください。
農業を営む（従事する）土地が所在する愛媛県内の市町名	
システムを利用できる方に該当する理由（規約4）	以下の項目から、該当する番号を選び記入してください。 (1) 認定農業者・認定就農者 (2) 農業に常時従事する方 ※ <u>経営主氏名、又は勤務する法人の名称を記入してください</u> (3) 営農指導員 ※ <u>勤務する農業協同組合の名称を記入してください</u> (4) 農産園芸課長又は普及指導機関の長が認める方 () 該当 組合名・法人名 ()
発信情報	希望する発信情報にチェック☑を入れてください。 <input type="checkbox"/> 「ひめの凜」の栽培に関する栽培技術情報 <input type="checkbox"/> 「紅プリンセス」の栽培に関する栽培技術情報
付 記 事 項	

愛媛県リアルタイム農業普及指導ネットワーク利用者登録申込書

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長 様

リアルタイム農業普及指導ネットワークシステムの利用者登録を受けたいので、愛媛県リアルタイム農業普及指導ネットワーク利用規約5の規定に基づき、提出します。

なお、利用にあたっては、同規約に定める各規定を何ら異議なく承諾し、遵守することを誓約します。

(ふりがな) 法人の名称			
(ふりがな) 利用者職氏名	(職名)	(姓)	(名)
事務所住所	〒		
電話番号	※リアルタイム通信中に緊急連絡を要した際に、連絡が取れる電話番号を記入してください。		
メールアドレス	※リアルタイム通信の連絡調整に使用するメールアドレスを記入してください。		
農業を営む（従事する）土地が所在する愛媛県内の市町名			
システムを利用できる方に該当する理由（規約4）	以下の項目から、該当する番号を選び記入してください。 (1) 認定農業者・認定就農者 (4) 農産園芸課長又は普及指導機関の長が認める方 () 該当		
発信情報	希望する発信情報にチェック☑を入れてください。 <input type="checkbox"/> 「ひめの凜」の栽培に関する栽培技術情報 <input type="checkbox"/> 「紅プリンセス」の栽培に関する栽培技術情報		
付記事項			

愛媛県リアルタイム農業普及指導ネットワーク利用者登録変更届出書

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長 様

利用者登録の内容に変更が生じたので、愛媛県リアルタイム農業普及指導ネットワーク利用規約6の規定に基づき、届け出ます。

(ふりがな) 利用者氏名	(姓)	(名)
住 所	〒	
電 話 番 号	※リアルタイム通信中に緊急連絡を要した際に、連絡が取れる電話番号を記入してください。	
メールアドレス	※リアルタイム通信の連絡調整に使用するメールアドレスを記入してください。	
農業を営む（従事する）土地が所在する愛媛県内の市町名		
システムを利用できる方に該当する理由 (規約4)	以下の項目から、該当する番号を選び記入してください。 (1) 認定農業者・認定就農者 (2) 農業に常時従事する方 ※ 経営主氏名、又は勤務する法人の名称を記入してください (3) 営農指導員 ※ 勤務する農業協同組合の名称を記入してください (4) 農産園芸課長又は普及指導機関の長が認める方 () 該当 組合名・法人名 ()	
発信情報	希望する発信情報にチェック☑を入れてください。 <input type="checkbox"/> 「ひめの凜」の栽培に関する栽培技術情報 <input type="checkbox"/> 「紅プリンセス」の栽培に関する栽培技術情報	
付 記 事 項		

愛媛県リアルタイム農業普及指導ネットワーク利用者登録変更届出書

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課長 様

利用者登録の内容に変更が生じたので、愛媛県リアルタイム農業普及指導ネットワーク利用規約6の規定に基づき、届け出ます。

(ふりがな) 法人の名称			
(ふりがな) 利用者職氏名	(職名)	(姓)	(名)
事務所住所	〒		
電話番号	※リアルタイム通信中に緊急連絡を要した際に、連絡が取れる電話番号を記入してください。		
メールアドレス	※リアルタイム通信の連絡調整に使用するメールアドレスを記入してください。		
農業を営む（従事する）土地が所在する愛媛県内の市町名			
システムを利用できる方に該当する理由（規約4）	以下の項目から、該当する番号を選び記入してください。 (1) 認定農業者・認定就農者 (4) 農産園芸課長又は普及指導機関の長が認める方 () 該当		
発信情報	希望する発信情報にチェック☑を入れてください。 <input type="checkbox"/> 「ひめの凜」の栽培に関する栽培技術情報 <input type="checkbox"/> 「紅プリンセス」の栽培に関する栽培技術情報		
付記事項			